

2007年1月11日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

個人の市民税及び県民税の賦課事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2006年12月14日付けで諮問（第228号）された個人の市民税及び県民税の賦課事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は、「3 審議会の判断理由」の(1)に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり必要な個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略することの合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成16年の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の一部改正により、良好な駐車秩序の確立を目的として、運転者に対する責任追及を行うことができない場合に、車両の使用者に対して放置違反金の納付を命ずること及びその納付命令を受けた者が納付の期限を経過しても当該違反金を納付しないときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促し

なければならないことになった。この場合、延滞金及び督促に要した手数料を徴収することができることとされ、その督促を受けた者が督促による指定期限までに、放置違反金・延滞金・手数料を納付しないときは、地方税の滞納処分の例により、放置違反金を徴収できるとする制度（放置違反金制度）が新設された。

このことにより、法第51条の5第2項の規定に基づき、放置違反金等を納付しない者の課税内容等について、都道府県公安委員会は市町村に照会の協力を求めることができることになった。

そこで、神奈川県公安委員会からの今回の照会に対し、管理情報を目的外に提供することの可否について条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報制度運営審議会に諮問することとなったものである。

(2) 個人情報を目的外に提供する必要性について

ア 目的外に提供する個人情報

(ア) 放置違反金等を納付しない者の市県民税の課税状況

具体的には収入・所得の種類及び金額である旨、審議会の場において実施機関より口頭にて説明があった。

(イ) (ア)の課税状況で給与収入が有る場合、勤務先及び勤務先住所・電話番号

イ 目的外提供の相手方 神奈川県公安委員会

ウ 目的外提供の根拠規定 道路交通法第51条の5第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、法第51条の5第2項の規定に基づくものである。

法第51条の5第2項の規定は、法第51条の4第14項で規定する、督促状で指定している納期限までに放置違反金等を支払わない場合に、滞納処分をするときにあたり、各都道府県の公安委員会は、官庁・公共団体その他の者に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県公安委員会によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、「督促状で指定している納期限までに放置違反金等を支払わない場合に、滞納処分をする」業務の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外提供の必要性

本件の目的外提供に係る個人情報は、市町村の課税データとしてしか存在せず、他の代替手段が想定し難いものである。

また、本件の照会が、課税権者である市長が交通安全対策行政を行って

おり、そのために必要な違法駐車取締業務を遂行する上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われるものであるから、照会そのものの正当性及び公共性は、十分認められるものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断した。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を「目的外提供」する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の「目的外提供」は、「督促状で指定している納期限までに放置違反金等を支払わない場合に、滞納処分をする」業務のために行うもので、犯罪捜査に準じて迅速に取り扱われるべきものであり、本人に通知することにより、当該業務の迅速な遂行に支障が生じる。

また、違法駐車に関する質疑については、公安委員会が車両の使用者に対して放置違反金の納付命令を行う前に弁明を行う機会を設けていることから、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出資料

ア 住民税台帳閲覧申請書（写し）

イ 新たな駐車対策制度における各種照会事務について（依頼）（写し）

平成18年5月29日 神駐発第5001号 神奈川県警察本部交通部長

ウ 道路交通法の一部改正に伴う各種照会事務等について（依頼）（写し）

平成17年6月29日 神駐発第368号 神奈川県警察本部長

エ 道路交通法抜粋

オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(2)までの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、法第51条の5第2項の規定に基づくものである。

法第51条の5第2項の規定は、法第51条の4第14項で規定するところの、督促状で指定している納期限までに放置違反金等を納付しないときに滞納処分をする場合に、各都道府県の公安委員会に官庁・公共団体その他の者に照会する権利を認めたものであるが、その照会に応じなければならない義務まで

課すものではない。

しかし、本件の目的外提供に係る個人情報、市町村の課税データとしてしか存在せず、他の代替手段が想定し難いものである。

また、本件の照会は、課税権者である市長が行う交通安全対策行政に必要な違法駐車取締業務を遂行する上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われるものであるから、照会そのものの正当性及び公共性は認められる。

さらに、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県公安委員会によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている

なお、諮問書の「2 目的外に提供することについて」の「(1) 目的外に提供する個人情報」の「① 放置違反金等を納付しない者の市県民税の課税状況」とは、具体的には収入・所得の種類及び金額である旨、審議会の場において実施機関より口頭にて説明があった。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要があると認められる。

ただし、無制限に閲覧を認めてしまうと、放置違反金納付命令の執行事務に必要な個人情報までも照会機関に提供することになってしまうおそれがあるため、どのような情報を必要としているのかを照会機関に確認し、必要としている情報のみを提供することを条件とするものである。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、督促状で指定している納期限までに放置違反金等を支払わない場合に、滞納処分をする事務のために行うもので、犯罪捜査に準じて迅速に取り扱われるべきものである。また、本人に通知することにより、滞納処分を免れるために資産の隠匿の可能性があり、当該業務の迅速な遂行に支障が生じる。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上